

# 令和7年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和7年6月17日 (火曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

令和7年6月17日 午後1時15分開会

- 日程第1 議案第32号 財産の取得について
- 日程第2 議案第33号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 令和7年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第37号 令和7年度川南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第36号 川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて
- 日程第7 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 発議第 3号 議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第9 議員派遣の件について
- 日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 小嶋貴子議員	2番 今井孝一議員
3番 中瀬修議員	4番 金丸和史議員
5番 河野浩一議員	6番 北原輝隆議員
7番 江藤宗武議員	8番 岸本茂樹議員
9番 永友美智子議員	10番 河野禎明議員
11番 蓑原敏朗議員	12番 徳弘美津子議員
13番 中村昭人議員	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本博君 書記 大塚隆美君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	宮崎吉敏君	副町長	小牟禮洋秋君
教育長	平野博康君	会計管理者・ 会計課長	石井美貴君
総務課長	小嶋哲也君	まちづくり課長	稲田隆志君
財政課長	川崎紀朗君	税務課長	米田政彦君
町民健康課長	押川明雄君	福祉課長	河野賢二君
環境課長	甲斐玲君	産業推進課長	河野英樹君
農地課長	今井孝洋君	建設課長	黒木誠一君
上下水道課長	大塚祥一君	教育課長	三好益夫君
代表監査委員	永友靖君		

---

午後01時15分開会

○議長（中村 昭人議員） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いをいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。また、写真、動画撮影、録音はできませんので、よろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、配付してあるとおりであります。

日程第1「議案第32号財産の取得について」、日程第2「議案第33号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第3「議案第34号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」、本3議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されておりました、議案32号から34号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も6月11日に関係職員の出席を求め、課長以下職員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第32号財産の取得について、財政課。

小型バックホウいわゆるユンボ購入費は、既に当初予算で議会で承認されています。購入予定価格が961万6200円でしたので、条例に基づき提案されました。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第33号、川南町国民健康保険税条例の一部改正について、税務課。

議案第33号は、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の8.03に、均等割額を4万5000円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.81に、均等割額を1万5900円に、介護分の均等割額を1万7900円にそれぞれ引き上げるものです。

国民健康保険の運営主体は都道府県です。都道府県は、各市町村が公費負担した保険給付費の7割分相当分を交付金として市町村に交付しています。

その財源は県が市町村から徴収する納付金です。この納付金は、県全体の交付金必要額を各市町村の医療費水準と所得水準で按分するため、市町村ごとに金額が異なります。

川南町は、約6億円の金額が求められています。平成30年度以降は、単年度収支差額については赤字になっており、令和6年度においても約8000万円の赤字となる見込みです。足りない分は基金からの繰り入れをしています。このままではいずれ基金がなくなるであろうと思われまます。苦渋の決断として、今回税率の改正案の提案がありました。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第34号、川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、税務課。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和7年4月1日から施行されたため、川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正するものです。

改正の内容は、省令改正に伴い、固定資産税の課税免除により減収となる額を地方交付税の算定に要する基準財政収入額から控除できる措置の期限が延長されたため、条例を改正し、課税免除による減収の影響を抑えるものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第32号財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4「議案第35号川南町一般会計補正予算（第1号）について」、日程第5「議案第37号川南町一般会計補正予算（第2号）について」本2議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されておりました、議案第35号、37号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も6月11日に関係職員の出席を求め、課長以下職員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第35号一般会計補正予算、総務課。

一般会計の予算総額に歳入歳出それぞれ4億2616万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億8216万1000円とするものです。

主なものは9款1項2目非常備消防費462万8000円、消防団員資格取得補助事業の補助金です。消防団員が災害時に即座に活躍できるよう、中型自動車免許、フォークリフト運転、クレーン玉掛けなど、技能取得のための補助金です。女性団員にも取得を促し、若者の入団の動機づけや災害時の活躍の場につなげるために行います。13人を予定しています。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第37号、一般会計予算、総務課。

一般会計の予算の総額に歳入歳出それぞれ421万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

131億8637万6000円とするものです。

議案第36号の第三者委員会費で、内容は5人分の委員報酬と召喚人報償、費用弁償が計上されています。

討論はなく、賛成多数で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第35号における関係予算の審査の経過と結果について報告します。

令和7年6月11日午前10時から現地調査とヒアリングにて、関係担当課職員の出席のもとに、慎重に審査しました。

議案第35号令和7年度川南町一般会計補正予算（第1号）教育課関連です。

まず、現地調査にも行きました、小学校プール改修工事設計業務委託料についてです。

川南小学校のプールが対象で、今年度中に改修工事まで実施して、来年度から使用できるようにしたいと説明がありました。

次に、循環型社会を実現する環境教育推進事業についてです。

10分の10の県補助事業で、東小学校と唐瀬原中学校が事業実施予定で、ゴミの分別等、環境をテーマにした教育に対する補助事業と説明を受けました。

委員からは良いことをしているので、実施後には事業報告をしていただくことを期待したいとの意見がありました。

次に、教育支援センター支援員配置事業についてです。

補助率が3分の2の県の補助事業で、事業の内容は唐瀬原中学校の「ひなたルーム（不登校児等）」への支援の支援員への人件費補助です。令和6年度までは県が全額負担した事業でしたが、令和7年度からは、町が不登校児等への支援を実施する事業に対し県が補助するという形に変わりました。県からの補助金の決定のタイミングが、当初予算では間に合わなかったことで、今回の対応となりました。

唐瀬原中学校に設置された「ひなたルーム」については、不登校児等に対して機能してきているとのこと。元々は不登校児等への支援として、生涯学習センター3階にフロンティアルームを設置していますが、今後は学校に設置した校内型の効果が上がってくるのが予測されているようです。

委員からは、不登校児に対する支援は、そのときそのときの子どもの感覚で変わるため、子どもの選択肢として、今後もフロンティアルームは残してほしいとの意見がありました。

続きまして、産業推進課関連です。

まず、世代交代円滑化補助金についてです。主に親元就農の農業者が対象となり、農機具の修繕や、機械導入に対する補助とのことで、二つのメニューがあり、一つは経営資源の有

効活用に向けた取組を行う事業者が2件、二つ目は経営発展に向けた取組を行う事業者が1件、また両方行う事業者が5件の合わせて8件との説明がありました。

国、県からの補助が主な財源ですが、1の経営資源の有効活用に向けた取組は、町が6分の1負担するとのことでした。

委員からはやる気のある後継者がおり、親からの代替わりというときに、こういう補助があるのはありがたいとの意見がありました。

次に、有機転換推進事業補助金については、慣行栽培から有機農業への転換へ取り組む農業者に対する補助で、お茶農家2軒が対象とのことでした。

次に、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金についてです。

施設の老朽化に伴い、事業の規模拡大に対して補助するもので、現在は養豚の肥育のみを行っている事業者が、一貫経営を目指すとのことでした。2カ年計画で、2分の1の国庫補助事業とのことでした。

「環境に対する配慮は」との委員の質問に、「地域の方々に説明を行い、公害防止協定を結んでいる、水の処理に関しても同じく公害防止協定を結んでいる」との説明を受けました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 議案第35号関連で質問をさせていただきます。

説明の中に消防団員資格取得補助事業補助金ということで、いろいろな資格を取得されるということでした。中型自動車免許、フォークリフト運転、クレーン玉掛けなどということなのですが、その他にどのような資格を考えていらっしゃいますか。

御質問させていただきます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 常任委員会で説明されたのは中型自動車フォークリフト、クレーンの玉掛けなどということでしたので、具体的に他にどういふことがあるかということは確認しませんでした。

○議員（北原 輝隆議員） フォークリフト運転等についてはわかるけど、クレーン玉掛けなどにつきましては小型移動式クレーンと、それから玉掛けの資格は多分セットじゃないと機能しないっていうふうにお聞きしてますので、そういうところもまた配慮していただければいいかなという思いがありました。

それからもう一点は、高所作業車というバケットがついて電線なんかのよく工事されているところがあるんですけど、そういうものについても、これは執行部の方でまたいろいろ考

えていただければいいのかなと思うんですが、そういう思いでちょっと質問させていただきました。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論採決を行います。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第35号川南町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号川南町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号令和7年度川南町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第37号一般会計補正予算（第2号）に対して賛成の立場で討論いたします。

後で採決が受けます36号に関連した予算になります。

今回の補正予算には、第三者委員会の設置に伴う経費として約420万円が計上されています。この金額について、高額ではないかとの意見もあるかと思いますが、私はこの支出は、将来の町政にとって必要な予防的投資であると考えております。

今回の問題は、これまでの行政手続や意思決定のあり方を根本から問い直す機会であり、信頼回復のためには、公正、中立な立場からの調査が不可欠です。そのために、外部の専門家を委員に招く以上、ある程度の費用が必要であり、妥当な支出であると判断します。

また、調査の結果から、今後の制度設計や職員研修にも生かされる具体的な改善策が見込まれることを考えれば、この予算は単なる使い捨ての支出ではなく、再発防止と住民の安心に資する投資です。

以上の理由から、補正予算に賛成するものです。

議員各位の御理解をお願い申し上げます。

皆様の御賛同をお願いします。

○議長（中村 昭人議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第37号令和7年度川南町一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6「議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて」本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されておりました議案第36号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

6月11日に関係職員の出席を求め、課長以下職員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて、総務課。

川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関して、指定までに町が行った一連の事務処理について調査するため、第三者委員会を設置するものです。

3月議会の総務厚生常任委員会で、「和解案は承認するが、これまでの経緯を明らかにすること、なぜ今回のことが起きたのか検証すること、再発防止策を講じることを要求する」との委員長の報告を受け、町執行部で4月から庁議で協議されての議案上程です。

第三者委員会のメンバーは、弁護士2名と、学識経験者3名を考えているということです。

常任委員会の質疑討論の中では、次のような意見が出ました。

一つ、この議案に対して、例規審査会はしたのか。なぜ議会初日に出さなかったのか。

一つ、誰かが法律を犯していると言って追及するのではなく、あくまでもプロポーザルの仕方、やり方の問題点を課長会での話し合う形で終わってよいのではないか。

一つ、町長が主張することでも正しくないことや、不公平と思えることは、職員が注意すべきだ。町長、副町長が独断でやったのであれば、大変まずい。職員もある意味同罪だ。

一つ、課長会で職員の皆さんが納得されているのであれば、二度と起こらないために、きち

んと調査すべきだ。

一つ、課長、職員に責任を押し付けるのはおかしい、庁議で話し合い決めたことであれば、それを尊重し、第三者委員会を立ち上げるべきだ。

一つ、3月議会で和解案は受け入れるが、裁判を起こされた原因や責任はどこにあるのか検証することを要求した。調査や審査する機関を立ち上げるのは当然だ。

などの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論採決を行います。

議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗議員） 私は、議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて、反対の立場で討論を行います。

今回、文化ホール指定管理者の指定事務に関わり、事実確認、不適正な事務処理が認められたならば、原因及び再発防止策まで含めた答申を求めるとして、第三者委員会設置提案がなされています。確かに、事務処理過程の中で、候補者選定にあたり、最終的には持ち回りで決定されておりますが、委員会開催で決定すべきであったと私は考えます。

また、先般、図書館流通センター、TRC、から本町は、指定管理者事務に関わり、訴えられていました。しかしながら、双方の話し合いにより、和解し、議会も和解案を認めたところです。和解案説明の中で、指定管理者の議会への提案は提案者の裁量権によるものとの双方の理解という説明を受けたところです。

ただし、今回の事務処理による混乱は、褒められたものではありません。原因、再発防止策を探ることは当然だと考えます。

そして、その任に当たるべきは、町の職員が最もふさわしく、また十分ではないでしょうか。職員の方が事務処理経過が一番熟知されており、どこに問題があったのか、気づいておられても多いのではないのでしょうか。他に委ねることなく、自分たちで検証することにより得られる成果は、より大きいはずです。

兵庫県の文書漏洩のように、現職幹部が在職していて付度が働く懸念もないでしょうし、自分たちで行ってこそ原因、対応策が十分理解でき、今後の事務処理に生かせるのではないのでしょうか。

万一、専門的、法律知識や制度のあり方について疑問があれば、必要に応じ、町村会委託弁護士や上部機関にお尋ねするということも可能なのではないのでしょうか。

また、委員会設置をすれば、今回は400万余りですが、相当な予算も必要なようです。

今、町内では、子ども食堂とかどうなっているのか、恥ずかしながら私は把握していませんが、以前、商工会が運営に携わっておられた際には、資金不足の相談を受けたこともありました。そんな経費にも回せます。

町民の皆様には不安、不信を与えており、信頼を取り戻すためとされていますが、ここは第三者委員会を設けずとも冷静に、町独自で調査を行われ、今後の事務、事業全体にその成果を発揮され、町民の支持、信頼を得られることを目指すべきことを訴えて、反対討論とします。

皆様の御判断をお願いします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（北原 輝隆議員） 失礼いたします。

議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて、賛成の立場で討論します。

地方自治法第138条の4第3項に、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない」とあり、これを受け、本議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについての中で、令和6年2月14日付、川南町教育委員会告示第1号で告示された川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定に関し、当該指定までに町が行った一連の事務処理について調査するため、第三者委員会を設置するとあります。

川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関し、当該指定までに町が行った一連の事務処理は、いろいろな点から考えましたが、理解に苦しむものがありました。

この件に関し、令和6年第1回2月の臨時会の議事録を見ました。当時の町長、副町長、教育長の答弁、説明内容については理解することがなかなかできませんでした。

また、このときの臨時会の全員協議会の中でいろいろな説明がなされたと聞いておりますが、どのようなやり取りが行われたのかが全く不明であります。

さらに、令和6年第1回3月定例会2日目の議事録を見てみました。一般質問の中で、数名の議員から疑わしい点はいくつか指摘されておりましたが、当時の副町長、教育長の答弁

等について何回も読み直しをしましたが、やはり理解できるものではありませんでした。

さらに、令和6年第1回3月定例会の5日目の議事録では、川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案が提出されました。

採決の結果、賛成、反対、同数となり、議長裁決で否決されたというふうになっております。

令和6年第2回6月定例会初日の議事録には、川南町主要5団体による百条委員会設置に関する請願が出されたことが記録されています。

しかし、この請願も否決され、結局、ことの真相は明確にされることはありませんでした。

私の記憶では、TRC側が川南町と川南町教育委員会を相手に、裁判が起こされたことを記憶しております。この点については、川南町議会解散請求に関する弁明書の中で、裁判で真実が明らかになるので、百条委員会は必要ないのではというような弁明が行われております。思うに、裁判はTRCが、川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関して不服として裁判になったのであって、そこには住民の思いは入り込む余地はなかったのではないかと感じております。

住民からの百条委員会設置の請願は、裁判とは関係なく自然に起きてきたもので、ことの真相を明確にしてほしいという住民の強い思いであると考えております。住民の強い思いには応えるべきではなかったのかと感じている次第です。

結果、TRC側からの歩みよりによる提案で、裁判は途中打ち切れ、ことの真相を明らかにすることはなされていません。

これでは、町民の方の中に川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定について疑問を持たれる方がいてもおかしくないと感じております。

私の知り合いの多くは、何が起きたのか、やはり明確にすべきではないかと声を上げていらっしゃいます。

そこで、まずは川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関して、正しい情報を町民にお届けする、ここが大事だと思います。正しい情報を町民にお届けするという観点から、細かな調査等を実施していただき、ことの真相を明らかにしていただくことはとても大切なことだと考えております。

よって、第三者委員会を設置し、詳細な調査等を行っていただき、中立な立場でここが大事だと思うんです、中立な立場で真相を究明していただくことに賛成いたします。

皆様の御賛同をお願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（河野 禎明議員） 36号議案に反対の討論をしたいと思います。

この図書館問題は、川南の世に知らしめる、悪い方で評判になってしまいました。

その前に町長死んでほしいという発言もあって、川南は全国に知れ渡ることとなりました。もっといいことで知れ渡ることが必要だと私は思います。

今、同僚議員が、なんか正しい何とかっておっしゃいましたけど、私はこの図書館問題は、真実のことが知られてなさすぎるんです。

例えば、真実は何かといたら、ここ私ら前に議員はもらってます、2年前かな。積算根拠書、見積書です。

これはプロポーザルのときに、TRCと、川南フロンティアネットワークですか。これが両者が出してる積算根拠書なんです。ここに、正しい判断ができることが書いてあるんです。

これちょっと説明します。これを皆さん見てないんです。これ見てたら、びっくりすることがあるんです。この見積書です。

まず、ちょうど、受け取ったときに私は、同僚議員にその見積もりに詳しい方がいたんです、水道関係で。その方とも話しました。

この、この積算根拠書、見積書、川南フロンティアネットワークは、この4枚ぐらいに詳しく書いてあるんです。

例えば、給料でも、働く人の給料、館長、副館長、それから働く人の、通勤手当、司書手当、それから一時金これボーナスだと思っんです、こういうことやら、もうずっと詳しく書いてあるんです。

ところが、このTRC東京の会社。これ1枚です。面白いです。

給料、例えば給料比較してみましようか。給与2876万、あとに、法定福利費、通勤費を加えて合計3300万。例えばこれだけ。

簡単と言えば簡単ですけど、例えば、他のことも詳しく、こちらは書いてあってこちらは書いてないんです。

私が家建てるとしたとき、この簡単なこの片面の見積もりとこちらは3枚か4枚、詳しく書いてある。

家建てるときに、私達どう判断するかというのを私これ見た人は、とてもじゃないが、TRCは、これはちょっといい加減これアウトだなという判断が出るんじゃないかと思っんです。

今から第三者委員会がこれ見たら、たちどころに、こんな積算根拠書ではこういう失格に値するようなことになるだろうなど、私は当然だと思っんです。

私は、この積算根拠書を、課長さんたちも新しい町議の方も町長も副町長も、副町長は当然、今度来られたばかりで、これ見られてないと思っんです。

これ見ましょう。これ見たら、本当に、これTRCに頼めるような内容ではないです。だから失格扱いになったんだろうと私は思うんです。

それからの後のことは、失格扱いした人を選考委員に出すという、その事務的な間違い、あれは良くなかったと思います。

失格扱いだったら、選考委員にも出す、委員会に出す必要もないわけです。

そこに一つか二つ事務的なミスが起きたことは、よくなかったと思いますけど。

とりあえず、これ最後の願いです。

この書類は見れますから、用意しますから、必ず課長連中も新しい町議の方も見てください。

そして、この真実を知ってください。それだけです。

終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど前段の反対の議員さん、同僚議員の言葉、調べてもらいましょう、第三者委員会で。それこそ第三者委員会の意味があるんです。

この議案の背景には、今年3月議会での和解案に対する総務厚生常任委員会における委員長報告があります。

その中では、「和解案は受け入れるが、これまでの経緯を明らかにすること。なぜこのような問題が発生したのかを検証し、再発防止策を講じることが必要である」との明確な要請がされました。

まさに先ほどの同僚議員の言葉です。それを調査するんです。

3月議会から、町執行部は4月からの庁議での協議を重ね、慎重な議論の末に、この条例案の上程に至ったものであり、唐突な提出ではありません。

一部の議員からは、議案質疑で、この条例が初日に提案されず、会期中で出されたことが不適切だと指摘があります。

しかし、議案の提出時期よりも、その内容と必要性こそが私達が真剣に審議すべき本質です。

提出のタイミングを問題視することで、この条例の本質的な目的から目をそらそうとする姿勢には、本来問うべき本質から議論が逸しているのではないかと危惧しています。

むしろ、議会と行政が連携し、町政の健全性と透明性を回復するための真摯な対応と評価すべきです。

また、同じ議員からは、職員が上層部の判断を止めなかったのが悪いとの声もあります。

しかし、当時の行政内部に職員が自由に意見を述べることのできない空気があったのは、多くの関係者が共有する事実であり、個々の職員に責任を押し付けるのは、本質的な問題のすりかえです。

また、この委員会の設置に対しては、今回、常任委員会内でも活発な意見が交わされたと聞きました。

しかし職員が課題を共有し、納得しているからこそ、二度と同じことを繰り返さないために、客観的な検証と提言を行う場合が必要であるという声が多数を占め、結果として、賛成多数で可決されております。

今回予定されている委員会の構成も、弁護士2名と、学識経験者3名という専門性と中立性を備えた体制となっており、調査の公正性も担保されております。

この第三者委員会の設置は、誰かを責めるものではありません。

川南町歴史の中でも初めての第三者委員会と伺いました。

今後この調査を踏まえ、過去の問題から学び、今後の制度設計と、行政運営の質を高めるための前向きな取組であります。

条例には、調査結果の公表義務が明記されており、町民に対する説明責任を果たすための仕組みも整備されています。

閉ざされた行政から開かれた行政への転換に向けた大きな第一歩として、この条例の意義は大きいと考えます。

以上の理由から、私は議案第36号に賛成し、議員各位の御賛同を強くお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて、同僚議員の内容と重なる部分もありますが、賛成の立場から討論をします。

理由は三つあります。

一つ目は、指定管理決定に至るまでのプロセスが非常に不透明であること。住民の知る権利にできていない。

二つ目は、庁議で、課長、職員が話し合い、第三者委員会の立ち上げを決めたこと。

三つ目は、再発を防止するために検証するように、議会から要望を出していることです。

その詳細を述べます。

一つ目は、TRCが指定管理者に決定がなされた後、取り消され、改めて現在の管理会社が決定されています。

そのプロセスが非常に不透明です。

失格にした理由も、最初と後では内容が違います。

当時の議員が「こんなことしてたら、名誉毀損とか莫大な損害賠償を町が払わないといけない結果になる」という趣旨の質問をしています。

当時の副町長からは納得のいく答弁は得られませんでした。

また、プロポーザルの時期は通常10月でしたが、今回は12月に遅らせた理由もはっきりしていません。

議会でその質問に対し、職員が「副町長から募集を待つように指示を受けた」と答弁しています。

現在の指定管理の会社の設立は12月1日となっています。この管理会社の指定については、当初から疑問点がたくさんありました。

昨年、指定管理者の選定に関して、議員からと町民からと2回にわたって百条委員会の設置を求めました。2回とも議会で否決されています。

何があったのかということに対して、真実が明らかになっていません。この一連の経緯を明確にすべきです。

二つ目の理由は、この第三者委員会を立ち上げたのが、課長、職員の皆さんです。

今回の総務厚生常任委員会で話し合う中、町長、副町長が独断でやったのであれば、職員も同罪だという意見もありました。

当時の町長、副町長の行き過ぎを止められなかったのはなぜか。町長、副町長から職員に対してのパワハラや威圧があったのではないか、その点も究明すべきです。

なぜこういう流れになったのか、この責任の所在をはっきりさせるためにも、第三者委員会は必要です。

三つ目の理由は、3月議会で和解案が提案され、可決されました。

連合審査会で話し合われた後、総務厚生委員会で話し合いました。

その際、この件に関して、なぜこのことが起こったのか、行政の中の手続き上の部分に関しては、検証が必要であるという意見がありました。

議会はこれまでの経緯を明らかにし、検証し、再発防止策をとることを要求した上で、和解案を受け入れています。

議会でこの要求をすることは、全員賛成で可決しました。異論も反論もありませんでした。

川南町のプロポーザル入札等の信用を回復させなければなりません。再発防止のためにも、原因を究明することが必要です。

以上三つの理由で、第三者委員会の設置に賛成します。

私は川南町民の人柄は穏やかで優しい人が多いと感じます。

ですが、正しいことは正しい、間違ったことは間違っているとはっきりさせていく、その

ことがこれから先、川南町を発展させていく大きな力となっていくと信じます。

同僚議員の皆様の賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（金丸 和史議員） 私は、議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについて、賛成の立場から討論させていただきます。

川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関する事務処理について、訴訟問題にまで発展していることは、メディア等で大きく取り上げていましたので、認知はしていましたが、詳細までは知り得ることができませんでした。

この度、町民の皆さまの多くの御支持をいただき、議会に入ることができ、様々なお話を聞く中で、今回の件に関してある程度の内容を知ることができていますが、訴訟にまで至った経緯に関しての真相の部分が明らかになっていないと感じます。

ここ数年、川南町は明るい話題でメディアに取り上げられることが少なく、町民の皆さまもこの町は本当に大丈夫なのかと不安を抱かれていると感じています。

今回の選挙で、町内を回らせていただいたときに、皆様の御意見を伺いましたが、皆さまが口を揃えて言われてたことが、明るい話題にあふれた良いまちづくりができる組織づくりを頑張りたいというものでした。

今回の指定管理者の指定に関して、プロポーザル方式が適用され、指定されて今、管理をされている事業者様がありますが、その皆さまに関しての評判に関しては、とても良いものを聞いております。

ですが、その指定をするに当たっての事務処理の段階で何かしらの事象があったことでの訴訟問題に発展した経緯を第三者に委ねるのではなく、町執行部で話し合い経緯を明らかにして、再発防止に努めていくことが本来の形であるのかもしれませんが、町執行部だけの力では明らかにできない部分があり、その部分を第三者委員会に委ねて、町執行部や町民の皆さまに明らかにし、町民の皆さまに信頼される行政を取り戻したいという町執行部の強い意志を感じました。

これから、町民の皆さまの望むまちづくりを行うため、町執行部と議会が良い形でしっかりとタッグを組み、前に進めるよう、町執行部の強い意志を尊重し、賛成の意を表し、以上賛成討論といたします。

皆さまの判断をよろしくお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第36号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7「同意第4号教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから、同意第4号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、同意第4号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第8号「発議第3号議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議」を議題とします。

本件について、提出者からの趣旨説明をお願いいたします。

**○議員（小嶋 貴子議員）** 発議第3号川南町議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議について、その趣旨を御説明申し上げます。

本特別委員会は、町民に寄り添う議会運営及び議会活動活性化のための調査及び研究を目的とし、地方自治法第109条及び川南町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く12人の議員による議会活性化調査特別委員会を設置するものです。

調査及び研究事項、1、議会のあり方や機能向上についての調査及び研究、2、委員会の構成等についての調査及び研究、3、議会の議員定数等についての調査及び研究、4、上記に定めるものの他、議会の活性化に資する調査及び研究。

調査期間は調査が終了するまでです。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第3号議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号について採決します。

お諮りします。本案は、議長を除く12人の委員をもって構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、審査が終了するまで、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議は、可決されました。

引き続き特別委員会において、委員長及び副委員長の互選を行います。

しばらく休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会活性化調査特別委員会の委員長に徳弘美津子議員、同副委員長に小嶋貴子議員が互選されました。

日程第9「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により配付しました議員派遣のとおり決定をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、配付しました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第10「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第11「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、令和7年第2回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時27分終了

.....